



西原町価格高騰対応重点支援 給付金（7万円/1世帯）のご案内

- 西原町価格高騰対応重点支援給付金（1世帯あたり7万円）は、令和5年度住民税が非課税の世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり**7万円**

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度「**住民税が非課税**」の世帯

※令和5年12月1日時点で西原町に住民登録のある世帯が対象です。

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金（3万円）を受給した世帯で、西原町で扶養状況が確認できる世帯

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金（3万円）を受給していない世帯及び受給したが、西原町で扶養状況が確認できない世帯

世帯の中に令和5年1月2日以降に転入し、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金（3万円）を受給していない世帯、令和5年5月2日以降に転入した方及び未申告の方がいる世帯

西原町から「支給通知書」が届きます

※手続きは必要ありません。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

西原町から「支給要件確認書」が届きます

※届いたら、お早めに返送（申請）してください。

申請期限：

令和6年3月29日（金）

詳しくは裏面「II」へ

申請が必要です

西原町から「申請書」が届きます

※届いたら、お早めに返送（申請）してください。

申請期限：

令和6年3月29日（金）

詳しくは裏面「III」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金（3万円）を受給した世帯で、西原町で扶養状況が確認できる世帯

- 申請は不要です。支給通知書に記載のある振込口座と振込日のご確認をお願いします。（口座の変更及び辞退をする場合は、通知書に記載されている期限までにご連絡をおねがいします）

II 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金（3万円）を受給していない世帯及び受給したが、西原町で扶養状況が確認できない世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 確認書の表面の記入をお願いします。口座の記載が無い方や口座の変更を希望する方は、確認書の裏面の記入及び書類添付をお願いします。
- 中身を確認して、西原町に**返信してください**。

III 令和5年1月2日以降に転入し、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金（3万円）を受給していない世帯 令和5年5月2日以降に転入した方がいる世帯 令和5年度の住民税が未申告者がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 『申請書』に必要事項を記入して、添付書類と一緒に西原町の窓口にて、直接または郵送でご提出ください。
- 申告によって課税世帯となった場合は対象外となります。



申請書等を受理し決定後、3～4週間程度で口座へ振込みます。

※ただし、書類不備があった場合など、追加提出や確認に時間を要する場合、支給時期が遅くなる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

西原町価格高騰対応重点支援給付事業プロジェクトチーム

 **098-970-8433**

受付時間 平日 9:00～11:30・13:30～16:30